

取引時確認とはどのようなものか

結論

金融機関に課せられている、以下の確認をいう。

- ① 特定取引を行うに際しての顧客の本人特定事項、取引目的、職業、事業内容および実質的支配者の本人特定事項の確認
- ② なりすましの疑いのある場合の取引など厳格な顧客管理の必要性が特に高いと認められる取引（ハイリスク取引）を行うに際しての顧客等の本人特定事項等および200万円を超える財産の移転を伴う場合の資産収入の状況の確認
- ③ 会社の代表者が会社のために特定取引等を行うなど金融機関との間で現に特定取引等の任にあたっている自然人が会社等顧客と異なるときの、当該顧客等に対する上記①または②についての確認に加えて、その現に特定取引等の任にあたっている自然人の本人特定事項の確認
- ④ 国や上場企業、人格のない社団または財団との間の特定取引において現に特定取引等の任にあたっている自然人の本人特定事項の確認

解説

平成23年改正前犯罪収益移転防止法においては、特定事業者である金融機関には、次の確認義務が課せられていた（旧犯罪収益移転防止法4条1項ないし3項）。

- (1) 顧客等の本人特定事項（自然人については、氏名、住居等および生年月日、法人については、名称および本店または主たる事務所の所在地）（同法4条1項1号）の確認。
 - (2) 現に特定取引等の任にあたっている自然人が会社等顧客と異なるときの顧客等に対する本人特定事項の確認に加えてその自然人に対する本人特定事項の確認。
 - (3) 国や上場企業、人格のない社団または財団との間の特定取引において現に特定取引等の任にあたっている自然人の本人特定事項の確認。
- これに対して、改正法においては、金融機関による疑わしい取引の届出（犯罪収益移転防止法8条）の判断をよりの確に行うことができるようにするため、顧客等の確認事項として本人特定事項に加えて、取引を行う目的等を追加した。

その結果、金融機関は、

- ① 特定取引を行うに際しての顧客の本人特定事項、取引目的、自然人について職業、法人について事業内容および実質的支配者の本人特定事項の確認を要する（同法4条1項）。

次に、リスクベース・アプローチの観点から、マネーロンダリングの可能性が高いハイリスク取引については、より厳格な顧客管理を行うために、厳格な顧客管理の必要性の特に高い、関連取引においてなりすましている疑いのある場合の取引等や一定の特定取引を行うに際しては、

- ② 顧客等の本人特定事項等および資産収入の状況の確認（以下「厳格な顧客管理による確認」という）を要する（同法4条2項）。
- さらに、改正前法と同様に、
- ③ 会社の代表者が会社のために特定取引等を行うなど金融機関との間で現に特定取引等の任にあたっている自然人が会社等顧客と異なるときの、当該顧客等に対する上記①または②についての確認に加えて、その現に特定取引等の任にあたっている自然人の本人特定事項の確認を行わなければならない（同法4条4項）。
 - ④ 国や上場企業、人格のない社団または財団との間の特定取引において現に特定取引等の任にあたっている自然人の本人特定事項の確認（同法4条5項）が求められている。
- 以上の①ないし④の確認の総称が「取引時確認」とされる（同法4条6項）。

取引の相手方が会社の場合や自然人でも代理人を通じて行う取引における取引時確認において確認すべき事項は何か

結論

当該法人等の本人特定事項、取引目的、職業、事業内容および実質的支配者の本人特定事項の確認のほか、会社の代表者や代理人等当該特定取引の任にあたっている自然人についても本人特定事項の確認を要する。

解説

金融機関は、顧客等について本人特定事項、取引目的、職業、事業内容および実質的支配者の本人特定事項の確認（犯罪収益移転防止法4条1項）または厳格な顧客管理による確認（同条2項）の規定による確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定事業者との間で特定取引等を行うときその他の当該特定事業者との間で現に特定取引等の任にあたっている自然人が当該顧客等と異なるときには（顧客等が国等の場合（同法4条5項）を除く）、当該顧客等の上記確認に加え、当該特定取引等の任にあたっ